

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

<p>Q1. 当区は小規模 ST が多いため、複数 ST でチームを組んで対応しても良いか？ (月・水・金は、A 訪問看護 ST 火・木・金は B 訪問看護 ST など)</p> <p>A1. 協力体制を組んでもいい。しかし、具体的には、各々に当会へ応募していただき、保健所が当会提供の登録ステーションリストより選択して依頼をすることとなる。</p>
<p>Q2. 今回の実施は、大阪府管轄保健所区域とあるが、中核市や政令市が事業開始する際は再度説明会を開催されるのか</p> <p>A2. 中核・政令市が本事業実施を行う場合は、当会にて改めて説明会を行う。説明会の開催は HP に掲載するので確認してほしい。</p>
<p>Q3. 一人の方への訪問の頻度はどれ位か？</p> <p>A3. 時に一日2回や、翌日にも依頼される場合があるが、「訪問看護」とは異なるので、基本は単発での依頼が多いと思っていただいてよい。また、どの登録 ST に依頼するかは保健師が選定するので、必ずしも同 ST が実施すると考えなくてよい。</p>
<p>Q4. 患者宅への訪問人数は基本1名が良いのか、2名が良いのか？</p> <p>A4. 保健師からの依頼時の情報で判断していただきたい。寝たきりで何らかのケアが必要と予測される場合や、状態が悪く1名対応では困難と思う場合は、迷わず2人訪問を申し出るなど、保健師と連携し検討するのが良い。患者との対面時間が、15分以下となるようにしていただきたい。本事業では看護師2名訪問について制限はかけていない。また、逆に2名でないとならないという決まりもない。(関連 A6 参照)</p>
<p>Q5. 保健師からの依頼時に、どうしても時間が合わなければ断ってもよいのか？</p> <p>A5. かまわない。保健所がリスト上の他のステーションを探すこととなります。</p>
<p>Q6. ADL が低かったり、症状が重い場合などは、2人訪問を行うことは可能か？ 2人訪問を原則と考えてもよいのか？</p> <p>A6. 看護師2名を原則と規定していないが、受諾する訪問看護事業所で必要性を判断した場合は、その理由を、保健所に説明し了解をもらっておく。 患者との対面時間が15分以上要する可能性がある場合は、15分以内の訪問とするために2名訪問を選択する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ADL が低い場合や、症状の急変が予測される場合 2. 登録事業所の看護師が初めて出務する場合 3. その他、事前情報収集(患者の自宅環境、介護環境、家族環境等)で

看護師 2 人訪問が必要と考えられた場合など （関連 A4 参照）

Q7. 1 名あたりの患者への出務時間が極端に延長した場合の委託料はどうなるのか？

A7. 感染予防の観点から訪問時間はできる限り、15 分を目途に工夫をしていただきたい
訪問時の PPE 脱着時間と対面による健康観察の時間の合計は、45～1 時間程度を想定
しており、これを大きく超える時間延長となった場合は、後日、個別事例として当会
までご相談ください。

Q8. 患者へは保健所から、窓を訪問前に開けるやマスクをしていただくなど、事前に連絡
が通っているのか？

A8. 原則、保健所が事前に患者の同意をとるが、マスク着用や換気、ゴミ廃棄方法など訪
問の詳細にかかわる連絡については、訪問看護師が、訪問前に患者宅に連絡を取るこ
とになっています。（健康観察マニュアルをご参照ください）

Q9. 健康観察後、調子が悪ければ、連絡先として自分の名刺をわたしてもいいか？

A9. 健康観察を行った訪問看護 ST（訪問看護師）が、その患者の緊急対応を行うもので
はないので、原則名刺は渡さない。[身分保障の意味合いで、名刺を渡しても、緊急、
急変時の連絡先は健康観察を行った訪問看護 ST（訪問看護師）ではないことをご理
解いただく]

自宅療養者には、日中、夜間の相談先、連絡先を保健所より伝えしていますので、患者
より質問等あれば管轄保健所に連絡・確認するよう説明願います。

Q10. 出務したスタッフの、訪問後は事務所に戻ってもいいのか。PCR 検査を受けさ
せた方が良いのか？実践者の体験を教えてください。

A10. しっかりとした PPE、感染予防対策を行っていただければ、通常の生活をしている。
同様事業されている県等の実践 ST の報告も同じ。工夫としては、最終訪問に回す
などはあり。（体験的には、事業開始初期は PCR 検査を都度行っていたが、PCR 検
査を受けると濃厚接触者扱いとなり、結果まで出勤できないため都度検査は行わ
なくなった）

Q11. 「健康観察」前に、訪問看護師が事前に患者に電話連絡をして、確認をするとあるが、
当区では、電話を持たない方も多い。この場合、どうするのか？

A11. 原則は、保健所（師）が電話等で「健康観察」による訪問の同意を得てくれること
になっている。地域的に、電話を持たない方が多い区域の場合は、当該地域の保健所
（師）と協議を行っておくのがよいでしょう。